

平成23年 3月10日

前橋市医師会
会長 石田 稔 様

前橋市長 高 木 政 夫
(公印省略)

公費負担者番号化に伴う子ども福祉医療費受給資格者証の
変更及び更新について (通知)

日頃から、福祉医療費助成業務につきましては、格別のご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、子ども福祉医療費受給資格者証の公費負担者番号化に伴い、下記のとおり受給資格者証の変更及び更新を行いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、重度心身障害者、高齢重度障害者、母子・父子家庭等福祉医療費受給資格者証については、今回の変更はありません。

(健康部国民健康保険課医療給付係)

記

- 1 実施年月日 平成23年4月1日
- 2 対象の受給資格者証
子ども福祉医療費受給資格者証 (満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子)
- 3 変更内容

	新	旧
公費負担者番号	前橋市の場合、 <u>72100019</u> となります。	市町村番号 1
受給資格者番号	末尾1桁が検証番号となり、 <u>子ども福祉医療費全受給資格者の番号</u> が変更になります。	検証番号なし

4月1日以降は、必ず新しい受給資格者証の確認と診療報酬明細書への記入をお願いいたします。

- 4 新受給資格者証の有効期間
 - (1) 小学校入学年齢対象者 (平成16年4月2日～平成17年4月1日生)
平成23年4月1日から平成29年3月31日まで
 - (2) 中学校入学年齢対象者 (平成10年4月2日～平成11年4月1日生)
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
 - (3) (1)、(2)以外の子ども福祉医療費受給資格者証の有効期限は今までの受給資格者証と変更ありません。

[問い合わせ先]

前橋市役所健康部国民健康保険課医療給付係

電話 (027) 224-1111 (内線) 3252、3253、3257

直通 (027) 898-6253